

その他の給食施設の届出に関する要領

1 趣 旨

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設(同法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設を除く。以下「その他の給食施設」という。)に対し、必要に応じて栄養管理上の指導及び助言を行い、もって県民の健康増進及び栄養改善を推進することを目的に、給食施設を把握するための給食に関する届出等を求める。

2 定 義

- (1) 特定給食施設とは、特定多数人に対して継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設をいう。
- (2) その他の給食施設とは、特定給食施設以外の給食施設で、特定多数人に対して継続的に 1 回 20 食以上若しくは 1 日 50 食以上の食事を供給する施設とする。

3 内 容

(1) 給食業務に関する届出

ア 保健所長は、その他の給食施設の設置者に対し、給食を開始または再開したときは、1 月以内に別記様式第 1 号により給食開始（再開）届の提出を求める。

イ 保健所長は、前項の規定による届出を出した者が、その内容を変更したときは、別記様式第 2 号により、事業を休止し又は廃止したときは別記様式第 3 号により、それぞれ 1 月以内に提出を求める。

4 給食施設情報の整理及び指導

保健所長は、提出された給食施設に関する届出等に基づき、施設の情報を整理し、必要に応じて栄養管理上の指導及び助言を行う。

5 施行期日

平成 26 年 11 月 4 日